

ID: 19

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	送信施設移転又は変更の承認		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第15条第1項		
例規番号	平成17年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (送信施設の移転又は変更) 第15条 加入者又はその他の者(以下「加入者等」という。)は、自己の都合により、送信施設及び告知端末機の設置場所を移転し、又は変更しようとするときは、市長にその旨を申請し、承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の工事に要した費用は、加入者等から工事負担金として徴収する。ただし、市長が市の経費で施工すべきと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日